

令和7年2月6日

各事業者団体 宛

厚生労働省
内閣官房新しい資本主義実現本部事務局
フリーランス・事業者間取引適正化等法担当室

フリーランス・事業者間取引適正化等法の周知等について（協力依頼）

平素から、厚生労働行政の運営の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）（令和5年法律第25号。以下「本法」といいます。）が、令和6年11月1日に施行されました。

本法は、個人として業務委託を受けるフリーランス（事業者）と企業などの発注事業者の間の取引の適正化、フリーランスの就業環境の整備を図ることを目的とし、

（1）取引の適正化を図るため、発注事業者に対し、フリーランスに業務委託した際の取引条件の明示等を義務付け、報酬の減額や受領拒否などを禁止するとともに、

（2）就業環境の整備を図るため、発注事業者に対し、フリーランスの育児介護等と業務の両立に対する配慮やハラスメント行為に係る相談体制の整備等を義務付けています。

内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省は、本法の周知啓発に取り組んでおり、この一環として、昨年からの説明会の開催等について御協力をお願いしているところですが、施行後においても本法の周知徹底に向けた取組が必要となります。

貴団体におかれましては、これまでも、本法に関する周知啓発に関して御協力を賜ってきたところですが、改めて本法の周知徹底のため、下記の説明会の開催等への御協力及び本法の周知について、貴団体の御理解と御協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省では、2月上旬以降、フリーランスとの取引に関する調査を行う予定です。本調査について会員等事業者から問い合わせ等があった場合には、本調査への協力を依頼いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 貴団体の会員事業者向けの説明会開催の検討及び実施

御希望に応じ、貴団体が主催する会員向けの説明会・研修会に公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省の職員を講師として派遣させていただきます。

講師派遣の依頼は、施行後も引き続き、随時受け付けております。また、これまでに開催実績がある団体からの申込みも可能となっておりますので、説明会・研修会の開催について積極的に御検討いただけますと幸いです。

【説明会への講師派遣の問い合わせ先】

- 公正取引委員会事務総局取引部取引企画課フリーランス取引適正化室
03-3581-5471（代表）
- 中小企業庁事業環境部取引課
03-3501-1511（代表）
- 厚生労働省雇用環境・均等局在宅労働課フリーランス就業環境整備室
03-5253-1111（代表）（内線 7850、5108）

2. フリーランス・事業者間取引適正化等法の周知について

前述のとおり、本法は令和6年11月1日に施行されました。

本法に関係する取引を行っている事業者は、違反する行為を行うことがないように、違反行為の未然防止の観点から、本法の義務、禁止行為等について十分理解することが重要となります。

本法については、下記URLにおいて、本法の内容について説明した資料、パンフレット、Q&A、リーフレット、解説動画など各種コンテンツを公開しておりますので、貴団体におかれましても、会員事業者に御案内いただき、引き続き本法が遵守されるよう周知徹底いただけますと幸いです。

【本法の内容に関する御案内】

法律の主要なポイント、解説動画、パンフレット、Q&A、リーフレット等はこちらを御覧ください。

https://www.jftc.go.jp/flaw_limited.html

※ 公正取引委員会のページに移動しますが、内閣官房、中小企業庁及び厚生労働省の関連ページにもアクセス可能です。

以上